

視覚障がい

障がい別に過去の配慮例を紹介します。

※授業においては、科目特性に応じて学生本人と教員が話し合い、ともに着地点を見つけましょう。

1. 概要

視力や視野等の視機能に障害があり、見ることが不自由又は不可能になっている状態で、眼鏡やコンタクトレンズを使って矯正しても、十分な視力を得られない。「盲」と「弱視」に分けられる。

色覚異常がある場合、見えにくい色や色の組み合わせがある。（例：赤と緑、青と紫、深緑と茶色、水色とピンク）また、症状によっては、室内灯や屋外活動時の太陽光の明るさも困難さに関わるため、サングラスの着用が必要になることもある。

2. 講義（座学）における配慮例

- ・希望する座席での着席を認める。
- ・授業資料を事前にメール等で提供する。
- ・板書の撮影を許可する。
- ・スクリーンに表示する文字の大きさ・色や背景色を調整する。
- ・イヤホン等の必要な機器の使用や装着を許可する。
- ・ピアサポーターがノートテイク、PCテイクを行う。
- ・試験時等に問題用紙や回答用紙を拡大する。
- ・その他、授業科目の目的等を変更することのない範囲で環境の調整を行う。

3. 実技授業における配慮例

- ・更衣室から実技場所への導線を補助する
- ・タッピングによる補助（例：水泳）
- ・その他、学生本人がどの程度の動きが可能か、その都度確認しあう。